

物価高騰対応重点支援給付金

住民税均等割のみ課税世帯の皆さまへ

申請が必要です



物価高騰による負担軽減のため、

住民税均等割のみ課税世帯に対して、

10万円/世帯が支給されます。

令和5年12月1日時点で守谷市に住民登録がある世帯で、

令和5年度分の住民税均等割のみ課税されている世帯が対象です。

※ 住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯は除く。

また、本給付金の対象世帯のうち18歳以下（平成17年4月2日生まれ以降）の児童がいる世帯には、**こども加算（児童1人あたり5万円）**が支給されます。

守 谷 市

給付金申請等の流れ

均等割のみ課税世帯 10万円/世帯

市から確認書を送付します

支給対象となる方に
確認書を送付します。
必要事項をご記入のうえ、
確認書の返送が必要です

申請書の提出が必要です

以下の場合には**申請が必要**です。

- 令和5年1月2日以降に
守谷市に転入した方がいる世帯
- 住民税未申告の方がいる世帯

返送・提出期限

令和6年6月28日(金)

支給時期

書類審査後、**1カ月程度**で口座にお振込みします

こども加算の対象世帯 5万円/人

10万円給付金の対象世帯のうち18歳以下の児童がいる世帯には、
こども加算（児童1人あたり5万円）が支給されます。

10万円給付金の審査後、対象世帯に「**支給のお知らせ**」を送付します。

こども加算については、原則、**手続きは不要**です

ただし、下記のような場合は手続きが必要です。

- ①10万円給付金の振込口座とは別の口座への振込を希望される場合
 - ②令和5年12月2日～令和6年6月30日までに生まれた新生児がいる場合
 - ③令和5年12月1日時点で住民票上は別世帯であるが、扶養している児童がいる場合
- ※上記②、③については、令和6年7月16日(火)までに申請してください。



(こども加算) 支給時期

「支給のお知らせ」に支給日を記載します
※10万円給付金の約1カ月後の支払いを予定しています。

物価高騰対応重点支援給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。

お問い合わせ

守谷市役所 ☎0297-45-1111 (代表)

- 10万円給付金に関して 社会福祉課 (内線162・163)
- こども加算に関して のびのび子育て課 (内線562)